

告 示

埼玉県選管告示第五十一号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和七年十月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 登録基準日 令和七年十一月二十日

（ただし、年齢については令和七年十一月三十日）

二 登録日 令和七年十一月二十日